2　締約国は、1に規定する特定の措置に関し、紛争解決の場を選択し、この章の規定又は他の国際協定による紛争解決手続のいずれかを開始した場合には、当初選択した紛争解決の場が管轄上又は手続上の理由により係争中の事案に関して認定を行うことができないときを除くほか、当該特定の措置について他方の紛争解決の場において紛争解決手続を開始してはならない。

3　2の規定の適用上、

(a)　この章の規定による紛争解決手続は、締約国が第二十一・七条1の規定に基づいてパネルの設置を要請した時に開始したものとする。

(b)　世界貿易機関設立協定による紛争解決手続は、締約国が紛争解決了解第六条の規定に基づいて小委員会の設置を要請した時に開始したものとする。

(c)　他の国際協定による紛争解決手続は、締約国が当該国際協定の関連規定に基づいて紛争解決のための委員会の設置を要請した時に開始したものとする。

4　この協定のいかなる規定も、紛争解決機関によって承認された譲許その他の義務の適用の停止を締約国が実施することを妨げるものではない。一方の締約国は、他方の締約国が対象規定に基づく譲許その他の義務の適用を停止することを妨げるために世界貿易機関設立協定を援用してはならない。

第二十一・二十八条　期間

1　この章に規定する全ての期間は、関係する行為又は事実の翌日から起算する。

2　この章に規定する期間は、両締約国の合意により特定の紛争について変更することができる。パネルは、両締約国に対し、この章に規定する期間を変更することを理由を付していつでも提案することができる。パネルは、いずれかの締約国の要請があった場合には、第二十一・十八条2及び3(b)に規定する期間を変更するかどうかについて、特に当該特定の紛争の複雑性に鑑み、自己の決定の理由を付して、決定を行う。

第二十一・二十九条　費用

両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁人の報酬を含むパネルの費用は、手続規則に従い、両締約国が均等に負担する。

第二十一・三十条　手続規則及び行動規範

この章に規定するパネルの手続については、第二十二・一条4(f)の規定に従って合同委員会がその第一回会合において採択するパネルの手続規則及び仲裁人についての行動規範に従って実施する。

第二十二章　制度に関する規定

第二十二・一条　合同委員会

1　両締約国は、両締約国の代表者から成る合同委員会をここに設置する。

2　合同委員会は、この協定の効力発生の日から三箇月以内に第一回会合を開催する。その後は、合同委員会は、両締約国の代表者が別段の合意をする場合を除くほか年一回、又は緊急の場合にはいずれかの締約国の要請に応じて、会合する。合同委員会は、両締約国の代表者の合意により、対面又は他の手段によって会合することができる。

3　合同委員会の会合は、両締約国の代表者が別段の合意をする場合を除くほか、欧州連合又は日本国において交互に開催する。合同委員会は、この協定に規定する事項について責任を有する欧州委員会の委員又はその代理者及び日本国の閣僚級の代表者又はその代理者を共同議長とする。

4　合同委員会は、この協定が適正かつ効果的に運用されることを確保するため、次のことを行う。

(a)　この協定の実施及び運用について検討及び監視を行い、並びに必要な場合には両締約国に対して適当な勧告を行うこと。

(b)　この協定に基づいて設置される全ての専門委員会、作業部会その他の機関の作業を適宜、監督し、及び調整すること並びに当該機関に対して必要な行動を勧告すること。

(c)　前章の規定の適用を妨げることなく、この協定の下で生ずる問題を解決するよう努め、又はこの協定の解釈若しくは適用に関して生ずる紛争を解決するよう努めること。

(d)　両締約国の代表者が合意するこの協定の下での他の関心事項について検討すること。

(e)　その第一回会合において、合同委員会の手続規則を採択すること。

(f)　その第一回会合において、第二十一・三十条に規定するパネルの手続規則及び仲裁人についての行動規範並びに第二十一・六条2に規定する仲介手続を採択すること。

5　合同委員会は、この協定が適正かつ効果的に運用されることを確保するため、次のことを行うことができる。

(a)　専門委員会、作業部会その他の機関であって、第二十二・三条及び第二十二・四条に規定するもの以外のものを設置し、又は解散すること並びに当該機関の構成、任務及び職務を決定すること。

(b)　専門委員会、作業部会その他の機関に対して責任を割り当てること。

(c)　公衆に対しこの協定の範囲内の事項に関する情報を提供すること。

(d)　この協定の改正について両締約国に勧告し、又は第二十三・二条4に特定する規定についての改正の場合にはこの協定の改正についての決定を採択すること。

(e)　この協定の規定の解釈であって、両締約国及びこの協定に基づいて設置される全ての専門委員会、作業部会その他の機関（前章の規定に基づいて設置されるパネルを含む。）を拘束するものを採択すること。

(f)　自己の任務を遂行するに当たり、両締約国が合意する他の行動をとること。

第二十二・二条　合同委員会の決定及び勧告

1　合同委員会は、この協定に規定する場合には、決定を行うことができる。当該決定は、両締約国を拘束する。各締約国は、当該決定を実施するために必要な措置をとる。

2　合同委員会は、この協定の実施及び運用に関連する勧告を行うことができる。

3　合同委員会の全ての決定及び勧告は、コンセンサス方式によって行うものとし、対面又は書面により採択することができる。

第二十二・三条　専門委員会

1　合同委員会の下に次の専門委員会をここに設置する。

(a)　物品の貿易に関する専門委員会

(b)　原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会

(c)　衛生植物検疫措置に関する専門委員会

(d)　貿易の技術的障害に関する専門委員会

(e)　サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引に関する専門委員会

(f)　政府調達に関する専門委員会

(g)　知的財産に関する専門委員会

(h)　貿易及び持続可能な開発に関する専門委員会

(i)　規制に関する協力に関する専門委員会

(j)　農業分野における協力に関する専門委員会

2　1に規定する専門委員会の責任及び任務については、この協定の関連する章に適宜定めるものとし、合同委員会の決定によって修正することができるが、当該専門委員会の責任は、引き続き、当該専門委員会が実施及び運用について責任を有する章の規定の適用範囲内のものとする。